

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年4月28日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花菜類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯舘村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)			—
原本木メコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯舘村		南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサツツジ(ごこみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサツツジ(ごこみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西金瀬町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流及び櫻門川の上流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物28種 ^{※8}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海沿		—
牛の肉 ^{※9}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※10}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*2 南相馬市(平成24年3月30日付け)に於て設置された「帰還困難区域に限る。」、高岡町、大船町、双葉町、浪江町、美里町(平成24年3月30日付け)に於て設置された「帰還困難区域に限る。」及び飯舘村

*福井県敦賀市、柏原町・福井市第一原子力発電所から半径20キロメートルの範囲に区域を跨ぐ。川内原発(福井県第一原子力発電所)から半径20キロメートルの範囲に区域を跨ぐ。市町村・都道府県、駅前通り、中央山手小路及び下平下筋、常葉町・坂田町・美濃山根並びに市町村界に接する有核施設群等が該区域に含まれる。25キロヘルツ、25.5キロヘルツ及び26.25キロヘルツの三種類から構成される。2003年春より、2005年春までに該区域の各地区に障害者用駐車場を設置する計画である。

*4 福島県（福島市）の旧国名は、旧国名では、旧下野子山郡・旧松川町・旧下野子山町・旧川俣町（以上は市町村の区域に限る）、いわき市（旧玉川町の区域に限る）、須賀川市（旧西伯郡の区域に限る）。相馬市（旧玉川町の区域に限る）、二本松市（旧松川町の区域に限る）。

に限る)、伊達市・坂本村、旧佐野市・旧成田市、田原町及び日高町の区域に限る)、(本宮市(旧日置市)の区域に限る)、(川俣市(旧南三陸町)の区域に限る)、(郡山市(旧福島市)の区域に限る)、(郡山市(旧喜多方市)の区域に限る)、(喜多方市(旧喜多方市)の区域に限る)、(阿武隈町、川内村及び飯舘村(以上並びに国見谷村と喜多方市管理課)2043林班及び2130班構成で2312林班区域に限る)。

※5 福島県南会津市・平成24年3月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く(区域に限る)、(川俣市(平成25年8月3日付け指示により設定された住居制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、富岡町(平成25年3月1日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、双葉町(平成25年3月1日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、(裏尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る)))。

※6 福島県南相馬市平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年5月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。)、猪苗代町(平成25年5月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された避難困難区域を除く(区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く(区域に限る。))、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く(区域に限る。))、東根町(平成25年5月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く(区域に限る。))、川内町(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く(区域に限る。))及び飯前村(平成24年6月15日付け指示により設定された避難困難区域を除く(区域に限る。))。

*7 埼玉県川越市南町(平成24年3月30日付指し)により設定された屋根制限区域及び避難指示解禁準備区域に限る。)、川越市(平成25年8月1日付指し)により設定された屋根制限区域及び避難指示解禁準備区域に限る。)、猪俣町、富岡町(平成25年3月7日付け指し)により設定された屋根制限区域及び避難指示解禁準備区域に限る。)、大庭町(平成24年1月30日付指し)により設定された避難指示区域を除くに限る。)、双葉町(平成25年5月7日付指し)により設定された避難指示区域を除くに限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指し)により設定された避難指示区域を除くに限る。)、内川町(平成26年1月20日付指し)により設定された避難指示区域を除くに限る。)、葛野村(平成24年4月15日付指し)により設定された避難指示区域を除くに限る。)、若狭町(平成25年3月7日付け指し)により設定された避難指示区域を除くに限る。)

*8 アイナム、アシナラメ、イカガロ（稚魚を除く。）、イシコレイ、ウスマベリ、ウミタコガ、エゾシノアイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、シロメバル、スズキ、ナガサンカ、ヌマガレイ、パパガレイ、ヒラメ、ホシガレイ、マニアカ

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年4月28日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
山形県	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
	出荷制限	
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	鉾田市、茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年4月28日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・平成28年4月28日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年4月28日現在

福島県		出荷制限	
クサソツツ(こごみ)		H23.3.9～: 福島市、桑折町 H23.4.1～: 福島市、伊達市、須賀川、三春町 H24.4.2～: 川俣町 H24.4.3～: 桑折町、古殿町、大玉村、喜多方市 H24.4.10～: 二本松市、大玉村 H24.4.14～: 喜多方市 H24.5.14～: 須賀川市 H24.5.18～: 伊達町 H24.4.4～: 会津美里町 H27.4.9～: 南相馬市	
クサソツツ(こごみ) (野生のものに限る。)		H24.4.5.2～: 福島市、二本松市 H24.4.5.7～: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗町、東町 H24.4.5.10～: 伊達市、須賀川町、矢吹町、福島町、下郷町、大玉村、喜多方市、鏡川町 H24.4.5.14～: 伊達市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.4.5.17～: 長野町、猪苗代町 H24.5.1.1～: 猪苗代町、北郷町 H24.5.1.4～: 喜多方市 H25.5.1.1～: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新潟町、東峰村 H25.5.1.2～: 三郷町、内村 H25.5.2.2～: 銚川町、庄原村 H25.5.2.3～: 本宮市、田村市、小川町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H25.5.2.4～: 三春町 H25.5.2.5～: 会津若松市、鏡石町 H25.5.2.6～: 金山町 H25.5.1.0～: 須和村 H28.4.29～: 西会津町	
コシアブラ (野生のものに限る。)		H24.4.5.2～: いわき市、二本松市 H24.4.5.0～: 福島市 H24.4.5.4～: 川俣町 H24.5.1.1～: 南相馬市 H25.5.1.4～: 福島町、喜多方市 H25.5.1.5～: 震災川市 H25.5.2.0～: 川内村 H25.5.1.0～: 境山市 H27.5.1.1～: 須和村 H28.5.1.4～: 庄原町、大玉村 ウワノミツツ(野生のものに限る。)	H25.5.2.4～: 震災川市、圓蔵町 H25.5.1.1～: いわき市、福島市、伊達市、長野町 H25.5.2.2～: 福島市 H25.5.2.7～: 福島市、白河市、猪苗町、福島町 H24.4.5.0～: 大玉村、西郷町 H24.4.5.4～: 川俣町 H25.5.2.2～: 真壁町、銚川町、喜多方市 H25.5.1.6～: 二本松市、古殿町、喜多方市 H25.5.2.0～: 川内村 H25.5.1.8～: 本宮市、震災川市 H25.5.1.9～: 銚石町 H25.5.1.0～: 須和村 H25.5.1.4～: 猪苗代町 H25.5.0.5～: 福島町 H25.5.1.0～: 須和町、喜多方市 H25.5.1.8～: 天郎村 H24.4.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、福島町、庄原町 H24.4.4.6～: 伊達市、猪苗代町、圓蔵町 H25.5.1.1～: 福島町、喜多方市 H27.2.28～: 南相馬市 H28.1.29～: 本宮市 H24.3.1.0～: いわき市、伊達市 H24.3.1.7～: 福島市、川俣町 H24.3.1.7～H27.5.1.0解除: 喜多方市(発令されるウラビは出荷制限の対象から離く。)
野菜類 タラノメ (野生のものに限る。)		H25.5.1.2～: 福島市、須賀川市 H25.5.1.3～: 二本松市 H25.5.1.4～: 喜多方市 H25.5.1.5～: 川内村 H25.5.1.6～: 本宮市、震災川市 H25.5.1.7～: 銚石町 H25.5.1.8～: 須和村 H25.5.1.9～: 喜多方市 H25.5.1.0～: 猪苗代町 H25.5.1.1～: 福島町 H25.5.1.2～: 須和町、喜多方市 H25.5.1.3～: 天郎村 H24.4.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、福島町、庄原町 H24.4.4.6～: 伊達市、猪苗代町、圓蔵町 H25.5.1.1～: 福島町、喜多方市 H27.2.28～: 南相馬市 H28.1.29～: 本宮市 H24.3.1.0～: いわき市、伊達市 H24.3.1.7～: 福島市、川俣町 H24.3.1.7～H27.5.1.0解除: 喜多方市(発令されるウラビは出荷制限の対象から離く。)	
ワラビ		H25.5.1.2～: 福島市、須賀川市 H25.5.1.3～: 二本松市 H25.5.1.4～: 喜多方市 H25.5.1.5～: 川内村 H25.5.1.6～: 本宮市 H25.5.1.7～: 銚石町 H25.5.1.8～: 須和村 H25.5.1.9～: 喜多方市 H25.5.1.0～: 猪苗代町 H25.5.1.1～: 福島町 H25.5.1.2～: 須和町、喜多方市 H25.5.1.3～: 天郎村 H24.4.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、福島町、庄原町 H24.4.4.6～: 伊達市、猪苗代町、圓蔵町 H25.5.1.1～: 福島町、喜多方市 H27.2.28～: 南相馬市 H28.1.29～: 本宮市 H24.3.1.0～: いわき市、伊達市 H24.3.1.7～: 福島市、川俣町 H24.3.1.7～H27.5.1.0解除: 喜多方市(発令されるウラビは出荷制限の対象から離く。)	
ワラビ (野生のものに限る。)		H25.5.1.2～: 福島市、須賀川市 H25.5.1.3～: 二本松市 H25.5.1.4～: 喜多方市 H25.5.1.5～: 川内村 H25.5.1.6～: 本宮市、震災川市 H25.5.1.7～: 銚石町 H25.5.1.8～: 須和村 H25.5.1.9～: 喜多方市 H25.5.1.0～: 猪苗代町 H25.5.1.1～: 福島町 H25.5.1.2～: 須和町、喜多方市 H25.5.1.3～: 天郎村 H24.4.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、福島町、庄原町 H24.4.4.6～: 伊達市、猪苗代町、圓蔵町 H25.5.1.1～: 福島町、喜多方市 H27.2.28～: 南相馬市 H28.1.29～: 本宮市 H24.3.1.0～: いわき市、伊達市 H24.3.1.7～: 福島市、川俣町 H24.3.1.7～H27.5.1.0解除: 喜多方市(発令されるウラビは出荷制限の対象から離く。)	
ウメ		H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原発事故から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに福島区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字鏡川、原町区高倉字助常、原町区高倉字松木及び原町区大原字助常の区域に限る。)	
ユズ		H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原発事故から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字楊柳川、原町区高倉字助常、原町区片合字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
クリ		H23.9.2.0～: 伊達市、南相馬市 H24.9.26～H27.1.3解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 H23.12.9～H26.11.17解除: 相馬市	
キウイフルーツ		H23.9.2.0～: 伊達市、南相馬市 H24.9.26～H27.1.3解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 H23.12.9～H26.12.15解除: 南相馬市(福島第一原発事故から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字楊柳川、原町区高倉字助常、原町区片合字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	
小豆		H25.1.4～H26.3.13～: 部附解: 福島市(旧大生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.1～H25.11.7～: 部附解: 福島市(旧石神村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25～H26.3.13～: 部附解: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～: 部附解: 須山市(旧高野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～: 部附解: 二本松市(旧小浜町及び旧川沢村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～: 部附解: 桑折町(旧蓬崎町の区域に限る。) H25.2.16～H25.7.10～: 部附解: 福島市(旧子山村の区域に限る。) H25.3.5～H25.7.10～: 部附解: 福島市(旧佐倉町及び旧保村の区域に限る。) H25.3.25～H25.7.10～: 部附解: 福島市(旧庄内町及び旧保村の区域に限る。) H25.1.4～H25.5.17～: 部附解: 伊達市(旧蓬坂本村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10～: 部附解: 福島市(旧田代村及び旧保村の区域に限る。) H25.1.4～H25.11.7～: 部附解: 本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18～H27.6.23～: 部附解: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.6.23～: 部附解: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村(旧山手村に限る。)	
越前 大豆		H25.1.7～: 福島市(旧小瀬村の区域に限る。) H25.1.8～: 伊達市(旧小瀬村及び旧月置町の区域に限る。) H25.12.0～: 福島市(旧福島町の区域に限る。) H25.12.0～: 二本松市(旧猪苗代村の区域に限る。) H25.12.0～: 伊達市(旧猪苗代村及び旧吉波村の区域に限る。) H25.12.0～: 伊達市(旧猪苗代村の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市(旧猪苗代村の区域に限る。)	
米(平成23年度)			

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年4月28日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年4月28日現在

官能系		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29:-十和田市、南上町(ナラカケを除く。)	
	H24.10.26~H27.1.0解禁: 上田町市(ナラカケを除く。)	
水産物 マダラ	H24.10.30:-青森県(ナラカケを除く。)	
	H25.10.1~H27.1.0解禁: 青森県(ナラカケを除く。)	
海藻類		含まれた海域
海藻類		出荷制限
タケノコ	H24.8.31:-一関市、奥州市	
	H24.9.30:-鹿角高瀬田(下限の地域を除く。)	
藤木クリタケ(露地栽培)	H25.4.30~H28.3.29解禁: 陸前高田市(旧気仙町、旧田町、旧高田町、旧小友村)、旧竹取村及び旧米崎村の区域に限る。)	
	H24.11.2~一関市、奥州市	
原木シメイタケ(露地栽培)	H24.6.18~H27.4.10-解禁時: 鹿角高田、住田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.20~H27.4.10-解禁時: 大庭町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
原木シメイタケ(露地栽培)	H24.6.25~平泉町	
	H24.6.25~H27.4.10-解禁時: 市原市、大庭町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 セリ(野生のものに限る。)	H24.4.28~H27.1.25-解禁時: 鹿角市、市原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.27~H27.1.25-解禁時: 北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
センマイ	H24.6.27~H27.1.17-解禁時: 北上市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.27~H27.1.17-解禁時: 平泉町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.6.25~大庭町、金ヶ崎町	
	H24.11.7~-鹿角市	
セリ(野生のものに限る。)	H24.8.10~大庭町、金ヶ崎町	
	H24.10.31~-鹿角市、市原市	
コシアブラ	H24.11.2~一関市、奥州市	
	H24.11.15~-鹿角市、市原市	
セリ(野生のものに限る。)	H24.11.15~北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.17~-鹿角市	
ゼンマイ	H24.5.20~北上市、市原市(田代村の区域に限る。)	
	H24.5.20~H27.1.25解禁: 北上市(田代村の区域に限る。)	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.24~平泉町	
	H24.6.27~鹿角市	
雜穀		H23.4.4~H25.2.4-一部解禁: 一関市(旧若水村の区域に限る。)
穀類		～H27.1.7解禁。
スズキ クログダイ	H24.11.3~H28.4.11解禁: 鹿角市(旧若水村の区域に限る。), 一関市(旧大庭町の区域に限る。)	
	H24.11.3~H28.4.11解禁: 瑞穂市(旧若水村の区域に限る。)	
水産物 マダラ	H24.10.25~H27.1.20解禁: 鹿角高瀬田海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上宮城県鹿角市の正東の線及び宮城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.1~H27.1.17-解禁時: 鹿角高瀬田海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上宮城県鹿角市の正東の線及び宮城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H25.5.4~H25.8.30解禁: 宮城県最大高瀬時海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿島大島最大高瀬時海岸線に並ぶ線及び	
	H24.5.11~H27.1.20解禁: 宮城県最大高瀬時海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿島大島最大高瀬時海岸線に並ぶ線及び	
イワナ(裏種を除く。)	H24.8.9~H27.3.30解禁: 登米川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.30解禁: 登米川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.6.12~H26.7.31解禁: 水石川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.30解禁: 水石川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(県の定める出荷・後方分割に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(県の定める出荷・後方分割に基づき管理される牛を除く。)	
牛の肉 カラビ肉 シカの肉 ヤマトリの肉	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
	H24.10.22~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
官能系		出荷制限
タケノコ	H24.5.1~H27.24解禁: 白石市	
	H24.5.1~H27.1.17-解禁時: 丸森町(下限の地域を除く。)	
水産物 クログダイ	H26.4.17~解禁時: 丸森町(田代村の区域に限る。)	
	H24.5.1~H27.24解禁: 丸森町(田代村及び小舟野村の区域に限る。)	
野菜類 セリ(野生のものに限る。)	H24.5.28~鹿角市(下限の地域を除く。)	
	H24.7.1~H27.1.17-解禁時: 莱市(旧若水村の区域に限る。)	
タケノコ	H24.5.1~白石市、奥州市	
	H24.5.1~H27.1.17-解禁時: 丸森町(田代村の区域に限る。)	
水産物 マダラ	H24.10.25~H27.1.20解禁: 鹿角高瀬田海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上宮城県鹿角市の正東の線及び宮城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.1~H27.1.17-解禁時: 鹿角高瀬田海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上宮城県鹿角市の正東の線及び宮城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H25.5.4~H25.8.30解禁: 宮城県最大高瀬時海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿島大島最大高瀬時海岸線に並ぶ線及び	
	H24.5.11~H27.1.20解禁: 宮城県最大高瀬時海岸上宮城県鹿角市の正東の線、我が国領地的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿島大島最大高瀬時海岸線に並ぶ線及び	
イワナ(裏種を除く。)	H24.8.9~H27.3.30解禁: 登米川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.30解禁: 登米川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.6.12~H26.7.31解禁: 水石川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.30解禁: 水石川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(県の定める出荷・後方分割に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
牛の肉 カラビ肉 シカの肉 ヤマトリの肉	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
	H24.10.22~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
官能系		出荷制限
タケノコ	H24.5.1~H27.24解禁: 白石市	
	H24.5.1~H27.1.17-解禁時: 丸森町(下限の地域を除く。)	
水産物 マダラ	H26.4.17~解禁時: 丸森町(田代村の区域に限る。)	
	H24.5.1~H27.24解禁: 丸森町(田代村及び小舟野村の区域に限る。)	
野菜類 セリ(野生のものに限る。)	H24.5.28~鹿角市(下限の地域を除く。)	
	H24.7.1~H27.1.17-解禁時: 莱市(旧若水村の区域に限る。)	
タケノコ	H24.5.1~白石市、奥州市	
	H24.5.1~H27.1.17-解禁時: 丸森町(田代村の区域に限る。)	
水産物 クログダイ	H24.4.11~H27.8.20-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.11~H27.7.17-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 セリ(野生のものに限る。)	H24.4.12~H27.1.25-解禁時: 大庭町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.12~H27.1.25-解禁時: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 原木シメイタケ(露地栽培)	H24.4.19~白石市	
	H24.4.19~H27.4.10-解禁時: 大庭町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 ヒラメ	H24.4.20~H27.8.20-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.20~H27.8.20-解禁時: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 イワナ(裏種を除く。)	H24.4.27~H27.4.11-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.27~H27.4.11-解禁時: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 ウダイ	H24.5.1~H27.1.25-解禁時: 大庭町(支流を含む。)	
	H24.5.1~H27.1.25-解禁時: 丸森町(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(県の定める出荷・後方分割に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
牛の肉 カラビ肉 シカの肉 ヤマトリの肉	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
	H24.10.22~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
官能系		出荷制限
タケノコ	H24.5.1~H27.24解禁: 白石市	
	H24.5.1~H27.1.17-解禁時: 丸森町(下限の地域を除く。)	
水産物 マダラ	H26.4.17~丸森町(田代村の区域に限る。)	
	H24.5.1~H27.24解禁: 丸森町(田代村及び小舟野村の区域に限る。)	
野菜類 セリ(野生のものに限る。)	H24.5.28~鹿角市(下限の地域を除く。)	
	H24.7.1~H27.1.17-解禁時: 莱市(旧若水村の区域に限る。)	
タケノコ	H24.5.1~白石市、奥州市	
	H24.5.1~H27.1.17-解禁時: 丸森町(田代村の区域に限る。)	
水産物 クログダイ	H24.4.11~H27.8.20-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.11~H27.7.17-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 セリ(野生のものに限る。)	H24.4.12~H27.1.25-解禁時: 大庭町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.12~H27.1.25-解禁時: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 原木シメイタケ(露地栽培)	H24.4.19~白石市	
	H24.4.19~H27.4.10-解禁時: 大庭町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 ヒラメ	H24.4.20~H27.8.20-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.20~H27.8.20-解禁時: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 イワナ(裏種を除く。)	H24.4.27~H27.4.11-解禁時: 鹿角高瀬田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.27~H27.4.11-解禁時: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シメイタケ(露地栽培))は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 ウダイ	H24.5.1~H27.1.25-解禁時: 大庭町(支流を含む。)	
	H24.5.1~H27.1.25-解禁時: 丸森町(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(県の定める出荷・後方分割に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
牛の肉 イノシシの肉	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
	H24.10.22~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
肉 クマの肉	H24.8.10~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	
	H24.10.22~H28.2.8-一部解禁: 金ヶ崎(支流を含む。)	

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

山形県	出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10~H28.3.17一部船客船・全城(県の定める出荷:後者の方に基づき管理されるクマの肉を除く。)
秋田県	出荷制限
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域
ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6~解除: 北茨城市、高萩市
カキナ	H23.3.21~4.17解除: 全域
ハセリ	H23.3.23~4.17解除: 宇都宮
タケノコ	H24.4.4~: 那須市、小林市 H24.4.1~: 大田原市、宇都宮市 H24.4.1~: 安達郡、河津町 H24.4.13~H27.4.17解除: 守谷市 H24.4.13~H27.4.17解除: 犀川市 H24.4.13~H27.4.17解除: 日光市 H24.4.13~H27.4.17解除: 鹿沼市 H24.4.13~H27.4.17解除: 鹿沼市、小鹿沼市 H24.4.13~H27.4.17解除: 土崎町、行方市、神田町、小鹿沼市 H24.5.11~: 安達郡、河津町 H24.4.4~: 宇都宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.19~: ひたちなか市、那珂市
野菜類	H23.10.14~H24.4.1~: 野菜類: 土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される野菜シイタケ(農地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
茎木シイタケ(露地栽培)	H23.5.15~: 那珂市
茎木シイタケ(施設栽培)	H23.5.15~: 那珂市
コシアブラ	H24.5.2~: 日立市、那珂大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 那珂市(野生のものに限る。)
水産物	H24.3.15~H27.1.2解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.3.15~H26.5.28解除: 北陸3次波(2回)の、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.13~H27.1.16解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.13~H27.5.16解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H27.2.5解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H27.4.30解除: 北陸3次波(3回)の、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.1~H27.10.2解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 アメカジマグ(養殖を除く。)
イシガレイ	H24.4.17~H27.3.24解除: 芦浦、北浦、北浦及び外洋逆浪及びこれに連なる湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ズスキ	H24.4.17~H27.3.24解除: 芦浦、北浦、北浦及び外洋逆浪及びこれに連なる湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
シロメバル	H24.4.17~H27.5.16解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ	H24.4.17~H27.5.16解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ	H24.4.17~H27.2.5解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒメ	H24.4.17~H27.2.5解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスペ	H24.4.1~H27.10.2解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫絆、最大潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメカジマグ(養殖を除く。)	H24.4.17~H27.3.24解除: 芦浦、北浦、北浦及び外洋逆浪及びこれに連なる湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)	H24.4.17~H27.3.24解除: 芦浦、北浦、北浦及び外洋逆浪及びこれに連なる湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ	H24.5.7~H26.5.30解除: 芦浦、北浦、北浦及び外洋逆浪及びこれに連なる湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉 イノシシの肉	H23.11.19~: 安達郡内の那須川のうち成大波(東支流を含む。)・霞ヶ浦(北支流を含む。)・北浦及び外洋逆浪(宮川にこれらとの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
その他 茶	H23.5.2~H25.11.1解除: 鮎川市、宇都宮市、下毛市、市原市、取手市、ひたちなか市、邑楽市、守谷市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、内川町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.8.2~H10.18解除: 古河市、宇都宮市、坂東市、八千代市、猪俣 H23.8.2~H24.4.9解除: 大子町 H23.8.2~H24.5.23解除: 常陸大田市、常陸大宮市 H23.8.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城西町 H23.8.2~H24.5.28解除: 鮎田町 H23.8.2~H24.7.24解除: 水戸市 H23.8.2~H24.8.20解除: 高萩市 H23.8.2~H24.9.12解除: 日立市 H23.8.2~H24.10.5解除: 安達郡 H23.8.2~H24.10.11解除: つくば市 H23.8.2~H24.10.3解除: 牛久市 H23.8.2~H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.8.2~H26.5.17解除: 小美玉市
静岡県	出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町
カキナ	H23.3.21~4.27解除: 全域
茎木シイタケ(露地栽培)	H24.1.1~: 那須塩原市、矢吹町 H24.4.10~H26.7.8~: 邪魔作(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茎木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
茎木シイタケ(施設栽培)	H24.4.10~H27.8.5~: 邪魔作(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茎木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
茎木シイタケ(野生のものに限る。)	H24.4.11~H27.2.20~: 邪魔作: 日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理された北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
茎木シイタケ(露地栽培)	H24.4.15~H27.1.20~: 足利市、那珂川市、上三川町 H24.4.15~H27.1.20~: 足利市、那珂川市、上三川町 H24.4.12~H27.12.1~: 邪魔作: 市原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理された北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
茎木シイタケ(施設栽培)	H24.4.12~H28.1.28~: 邪魔作: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
茎木シイタケ(野生のものに限る。)	H24.4.19~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
野菜類	H24.2.15~H26.1.24~: 邪魔作: 邪魔作(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.2.15~H26.1.24~: 邪魔作: 邪魔作(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
タケノコ	H24.4.10~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.4.11~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.4.15~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.15~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.4.15~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
クリ	H24.4.15~H27.8.7~: 邪魔作(木本(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される北部オシイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

新潟県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.30～H25.1.23制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む。ただし、麻生川との合流点から下流の部分に限る。)) H24.9.10～H25.3.26制限: 水根本川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む。)) H25.5.30～H27.6.23制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む。))
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.4.7～H24.9.23制限: 大門川(支流を含む。ただし、西井川及びその支流を除く。) H24.4.7～H24.9.23制限: 長岡川(支流を含む。ただし、佐原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H25.8.2～H25.11.17制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理される牛の肉を除く。」) H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理される牛の肉を除く。」)
	イノシシの肉	H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。」)
	シカの肉	H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理されるシカの肉を除く。」)
その他	茶	H23.7.8～H24.1.19制限: 新木市 H23.1.2～H25.3.26制限: 大田原市 H23.1.2～H25.5.31制限: 直江津市
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8制限: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8制限: 全域
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.28～: 渋田町、真狩町、館林町 H24.10.6～: 高山村 H24.10.6～: 安中市 H24.10.28～: 長野町 H24.11.8～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 港の定めるうち島嶼地から東京電力株式会社佐久美能所管轄川取水部放までの区域(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25制限: 小中川(支流を含む。)及び磐ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.28～: 豊岡川(のうち島嶼地から東京電力株式会社佐久美能所管轄川取水部放までの区域(支流を含む。)) H24.4.28～H25.4.25制限: 無川(のうち島嶼地の上流(支流を含む。))
肉	イノシシの肉	H24.4.28～H25.4.25制限: 金城
	クマの肉	H24.4.28～: 金城
	シカの肉	H24.4.28～: 金城
	ヤマドリの肉	H25.1.29～: 金城
その他	茶	H23.8.30～H24.5.13制限: 鹿生市 H23.8.30～H25.5.7制限: 沼川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、桶川市 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.8～: 鳩山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～～H22制限: 市原市、香取市、多古町
	シュウギョウ、チヤンサンイ、サンチャ	H23.4.4～～H22制限: 市原市
	バセリ	H23.4.4～～H22制限: 市原市
	セルリー	H24.4.1～H25.10.23制限: 市原市、木更津市
農産物	タケノコ	H24.4.1～H25.1.14制限: 東京 H24.4.1～H25.1.14制限: 東京 H24.4.1～H25.1.22制限: 埼玉市、白井市 H24.4.1～～H25.10.23制限: 八千代市 H24.4.1～～H25.10.23制限: 船橋市 H24.4.1～～H25.10.23制限: 芝山市
	キノコシタケ(栽培地)	H23.10.11～H25.3.14～: 鶴ヶ島市 H23.11.8～: 鶴ヶ島市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.12.22～H25.3.26～: 鶴ヶ島市 H24.4.23～H28.1.28～: 印西市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～: 白井市
	キノコシタケ(施設栽培)	H24.4.18～H28.1.18～: 千葉市、八千代市 H24.4.18～H28.1.18～: 千葉市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H25.1.14～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18～H28.1.18～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H25.1.14～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H25.1.14～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.7.19～: 平賀郡及び利府町に流入する河川(支流を含む。)平賀川(支流を含む。) H24.7.19～: 平賀郡及び利府町に流入する河川(支流を含む。)平賀川(支流を含む。) H25.1.19～: 千葉県内の勝浦川(のうち勝浦大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝及び仁田溝川を除く。)
水産物	ギンブナ	H24.7.19～: 平賀郡及び利府町に流入する河川(支流を含む。)平賀川(支流を含む。)
	コイ	H24.7.19～: 平賀郡及び利府町に流入する河川(支流を含む。)平賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H25.1.19～: 千葉県内の勝浦川(のうち勝浦大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝及び仁田溝川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.8～: 金城(港の定める出荷・漁港方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.5.11制限: 大網白里町 H23.4.7～H24.5.21制限: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25制限: 八街市 H23.6.2～H24.5.28制限: 野田市、高根市、山武市 H23.6.2～H25.5.13制限: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.22制限: 南足柄市 H23.8.23～9.12制限: 松田市、山北町 H23.8.2～10.14制限: 松川町、清川村 H23.8.23～10.28制限: 相模原市 H23.8.23～11.10制限: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19制限: 逗子市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.8～: 金城(佐渡市及び福島県村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、笛吹市
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～: 鹿児井町、御代町 H24.10.1～: 小瀬町、飯田村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 御代町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 御代町(マツタケを除く。) H25.10.1～H26.1.15制限: 小瀬町(マツタケを除く。) H25.10.1～H26.1.15制限: 小瀬町(マツタケを除く。) H25.10.1～H26.1.15制限: 小瀬町(マツタケを除く。) H25.5.1～H25.6.15制限: 鹿児井町(マツタケを除く。) H25.10.2～H26.1.15制限: 鹿児井町(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H24.8.21～: 長野市 H24.8.22～: 中野市 H27.5.26～: 木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 静岡市

※□の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成28年4月28日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
野菜	<p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村）</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～：飯館村</p> <p>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～：南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

*□の箇所は摂取制限の対象